

官報

号外 昭和四十一年五月十二日

第五十一回国 衆議院會議録 第四十九号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

議事日程 第三十二号

昭和四十一年五月十二日

午後二時開議

第一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

日程第一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

永山自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言及び質疑

午後二時六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。參議院から、内閣提出、厚生省設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。厚生省設置法の一部を改正する法律案の參議院回付案を議題といたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
昭和四十一年五月十一日
參議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 山口喜久一郎殿

附則
(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)
公布の日
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意するに御異議はありますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、參議院の修正に同意するに決しました。

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、借地法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

借地法等の一部を改正する法律案
右
國會に提出する。
昭和四十一年三月三十日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

借地法等の一部を改正する法律案(借地法の一部改正)
第一条 借地法(大正十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第八条の次に次の一条を加える。
第八条ノ二 防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ現ニ借地權ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタル場合ニ於テ堅固ノ建物以外ノ建物ヲ所有スル旨ノ借地条件ノ変更ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所ハ当事者ノ申立ニ因リ其ノ借地条件ヲ変更スルコトヲ得

増改築ヲ制限スル旨ノ借地条件ガ存スル場合に於テ土地ノ通常ノ利用上相当トスベキ増改築ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ裁判所ハ借地權者ノ申立ニ因リ其ノ増改築ニ付テノ土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為ス場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ他ノ借地条件ヲ變更シ、財産上ノ給付ヲ命ジ其ノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

存期間、土地ノ状況、借地ニ関スル従前ノ経過其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

第一項ノ申立アリタル場合に於テ裁判所ガ定ムル期間内ニ賃貸人ガ自ら建物ノ譲渡及賃借權ノ譲渡又ハ転貸ヲ受クベキ旨ノ申立ヲ為シタルトキハ裁判所ハ同項ノ規定ニ拘ラズ相当ノ対価及転貸ノ条件ヲ定メテ之ヲ命ズルコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ当事者双方ニ對シ其ノ義務ヲ同時ニ履行スベキコトヲ命ズルコトヲ

者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ他ノ借地条件ヲ變更シ、財産上ノ給付ヲ命ジ其ノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為スニハ借地權ノ存期間、土地ノ状況、借地ニ関スル従前ノ経過其ノ他一切ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス

借地權者ガ更ニ借地權ヲ設定シタル場合に於テ必要アルトキハ裁判所ハ後ノ借地權者ノ申立ニ因リ其ノ者ノ借地權及前ノ借地權者ノ借地權ニ付第一項乃至第三項ノ裁判ヲ為スコトヲ得

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除ク外第一項乃至第三項又ハ前項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員會ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九条中「前七条」を「第二条乃至前条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九条ノ二 借地權者ガ賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ第三者ニ譲渡セントスル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借權ヲ取得シ又ハ転借スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人ガ其ノ賃借權ノ譲渡又ハ転貸ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ借地權者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ賃借權ノ譲渡若ハ転貸ノ条件トスル借地条件ノ変更ヲ命ジ又ハ其ノ許可ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得

得

前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタルトキ又ハ不意法トシテ同項ノ申立ノ却下アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項ノ申立ハ當事者ノ合意アルニ非ザレバ之ヲ取下グルコトヲ得ズ

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ外第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第九條ノ三 第三者ガ貸借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ競売又ハ公売ニ因リ取得シタル場合ニ於テ其ノ第三者ガ貸借權ヲ取得スルモ貸借人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ貸借人ガ其ノ貸借權ノ譲渡ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ貸借人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ當事者間ノ利益ノ衡平ヲ図ル為必要アルトキハ借地条件ヲ変更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限り之ヲ為スコトヲ得民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九條ノ規定ハ同條ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四 第九條ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト貸借人トノ間ニ、前條ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト貸借人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ貸借人ガ第九條ノ二第三項(前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転借人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十一條中「第八條」を「第八條ノ二、第九條ノ二(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第十二條に次の二項を加える。

地代又ハ借賃ノ増額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル地代又ハ借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

地代又ハ借賃ノ減額ニ付當事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル地代又ハ借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払フ受ケタル額ガ正当トセラレタル地代又ハ借賃ヲ超ユルトキハ超過額ニ一年一割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

本則中第十四條の次に次の十五條を加える。

第十四條ノ二 第八條ノ二第一項、第二項若ハ第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定メタル事件ハ借地權ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス但シ當事者ノ合意アリタルトキハ其ノ所在地ノ簡易裁判所ノ管轄スルコトヲ妨ゲズ

第十四條ノ三 特別ノ定アル場合ヲ除キ前條ノ事件ニ関シテハ非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第一編ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六條、第七條、第十五條及第三十二條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前條ノ事件ニ関シ必要ナル事項ハ最高裁判所ノ定ム

第十四條ノ四 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避ニ関スル民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ五 鑑定委員会ハ三人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所ノ指定ス但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ者ニ就キ之ヲ指定スルコトヲ得

一 地方裁判所ガ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ毎年予メ選任シタル者

二 當事者ガ合意ニ依リ選定シタル者

鑑定委員ニハ最高裁判所ノ定ムル旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第十四條ノ六 裁判所ハ審問期日ヲ開キ當事者ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス

當事者ハ他ノ當事者ノ審問ニ立会フコトヲ得第十四條ノ七 裁判所ハ職權ヲ以テ事実ノ探知ヲ為シ及職權ヲ以テ又ハ申出ニ因リ必要ト認ムル証拠調ヲ為スベシ

証調ハ民事訴訟ノ例ニ依リ之ヲ為ス第十四條ノ八 裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハ審問期日ニ於テ其ノ旨ヲ宣言スベシ

第十四條ノ九 第八條ノ二第一項乃至第三項若ハ第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ裁判ハ確定スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ズ

第十四條ノ十 前條第一項ノ裁判ハ當事者又ハ最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人ニ對シ其ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十一 第八條ノ二第三項若ハ第五項、第九條ノ二第三項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九條ノ三第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十二 第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ハ其ノ効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地權者ガ建物ノ譲渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第十四條ノ十三 民事訴訟法第三百三十六條及第二百零三條(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十四 當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ職務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十五 第十四條ノ二ノ事件ノ申立ヲ為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四條ノ九第一項ノ裁判ニ對スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ニ付亦同シ

前項ノ手数料ノ額ハ借地權ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルトコトヲ得ズ

第十四條ノ十六 民事訴訟法第四百四條(第二項中同法第八十九條乃至第九十四條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九條ノ二第四項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)

第二條 借家法(大正十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の二項を加える。

ル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十二 第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ハ其ノ効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地權者ガ建物ノ譲渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第十四條ノ十三 民事訴訟法第三百三十六條及第二百零三條(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十四 當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ職務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十五 第十四條ノ二ノ事件ノ申立ヲ為スニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四條ノ九第一項ノ裁判ニ對スル抗告及抗告裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ニ付亦同シ

前項ノ手数料ノ額ハ借地權ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルトコトヲ得ズ

第十四條ノ十六 民事訴訟法第四百四條(第二項中同法第八十九條乃至第九十四條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九條ノ二第四項(第九條ノ三第二項及第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)

第二條 借家法(大正十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の二項を加える。

ル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十四條ノ十二 第九條ノ二第一項(第九條ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ハ其ノ効力ヲ生ジタル後六月内ニ借地權者ガ建物ノ譲渡ヲ為サザルトキハ其ノ効力ヲ失フ但シ此ノ期間ハ其ノ裁判ニ於テ之ヲ伸長シ又ハ短縮スルコトヲ得

第十四條ノ十三 民事訴訟法第三百三十六條及第二百零三條(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四條ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四條ノ十四 當事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四條ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ職務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民事訴訟法第五百一十一條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ガ正当トセラレタル借賃ヲ超ユルトキハ超過額ニ一年ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二 居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人ガ相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ当時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為サザルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ養親子ト同様ノ關係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ權利義務ヲ承継ス但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知りタル後一月内ニ賃借人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃借關係ニ基キ生ジタル債權又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ權利義務ヲ承継シタル者ニ歸屬ス

(建物保護に關する法律の一部改正)

第三条 建物保護に關する法律(明治四十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。

(民法の一部改正)

第四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二編第四章中第二百六十九條の次に次の一条を加える。

第二百六十九條ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範圍ヲ定メ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上權ノ目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ設定行為ヲ以テ地上權ノ行使ノ為メニ土地ノ使用ニ制限ヲ加フルコトヲ得

前項ノ地上權ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ収益ヲ爲ス權利ヲ有スル場合ニ於テモ其權利又ハ之ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ノ承諾アルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ爲ス權利ヲ有スル者ハ其地上權ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第一条(借地法第十二條の改正規定を除く)並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (防火地域内借地権処理法の廃止)

防火地域内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)は、廃止する。

3 (罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「政令で」を「最高裁判所が」に改める。

(採石法の一部改正)

4 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「地上權に關する規定」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九條ノ二(地下又ハ空間の地上權)の規定を除く)」を加える。

第八条第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

(不動産登記法の一部改正)

5 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第百十一条に次の一項を加える。

民法第二百六十九條ノ二第一項ノ地上權ニ付キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上權ノ目的タル地下又ハ空間ノ上下ノ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ同条第一項後段ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

(経過措置等)

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 この法律による改正後の借地法第十二條第二項及び第三項並びに借家法第七條第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があつた場合には、適用しない。

8 この法律による改正後の借地法第十二條第二項又は借家法第七條第二項の規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9 この法律による改正後の借家法第七條ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10 旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

理由

最近における土地及び建物の利用状況にかんがみ、借地借家に関する紛争の防止及び土地の合理的利用の促進を図るため、事情変更による借地条件の変更等の裁判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上權等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長大久保武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、借地借家に関する紛争が相当多数にのぼっているのにかんがみ、借地借家に関する紛争を未然に防止して当事者間の安定をはかるとともに、土地及び建物の合理的利用を促進する等のために、借地法、借家法、建物保護法及び民法の一部について所要の改正を加えようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一は、借地権の目的たる土地の合理的利用を促進するために、裁判所は、当事者の申し立てにより、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更し、または増改築の制限を緩和する裁判をすることにも、当事者間の利益の公平をはかるために、他の借地条件を変更し、または財産上の給付を命ずる裁判をあわせてすることができるとし、この裁判を非訟事件手続法によるものとすることであり、第二は、借地上の建物の取引を円滑にするために、土地の賃借人がその建物を他人に譲渡しようとする場合において、賃借人が敷地の賃借権の譲渡または転賃を承諾しないときは、裁判所は、賃借人の承諾にかわる許可を与えることができることにも、地代の増額、金銭の支払い等の条件を付すことができるものとすることであり、第三は、地代または家賃の増減請求から生ずる紛争を防止するため、その請求があつた場合の法律關係を明確にすることであり、第四は、借家人が相続人なしに死

第百十一条に次の一項を加える。

民法第二百六十九條ノ二第二項ノ地上權ニ付キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上權ノ目的タル地下又ハ空間ノ上下ノ範圍ヲ記載シ若シ登記原因ニ同条第一項後段ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

(経過措置等)

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 この法律による改正後の借地法第十二條第二項及び第三項並びに借家法第七條第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があつた場合には、適用しない。

8 この法律による改正後の借地法第十二條第二項又は借家法第七條第二項の規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9 この法律による改正後の借家法第七條ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10 旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

理由

最近における土地及び建物の利用状況にかんがみ、借地借家に関する紛争の防止及び土地の合理的利用の促進を図るため、事情変更による借地条件の変更等の裁判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上權等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十一年五月十二日 衆議院會議録第四十九号

借地法等の一部を改正する法律案 永山自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての發言 地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての發言に對する秋山徳雄君の質疑 一一九六

亡した場合、内縁の夫婦または事実上の養親子關係に於て同居人の居住権保護のため、建物の賃貸借關係の承継を認めるものとするものであり、第五は、建物保護法第一条第二項の規定は、その後施行された借地法との關係で、解釈上疑義があるもので、この規定を削除するものとするものであり、第六は、土地を立体的に利用するために、地下または空間の部分に、その範圍を限定して、地上権の設定を認めるものとする等であり、第七は、

さて、本案は、三月三十日当委員会に付託せられ、自來、慎重審議を行ない、さらに、学識経験者等参考人の意見を聞き、審議の完べきを期したのであります。かくて、五月十日、質疑を終了し、討論の申し出がないので、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對し、借地借家關係を規制する法律は、国民の日常生活の安定に重要な關係を有するから、政府及び最高裁判所は、その運用にあつては、今回の改正の趣旨にかんがみ、借地借家に関する紛争の未然防止、関係当事者の正当な利益の保全、鑑定委員の人選等について慎重な考慮を払い、いやくも便乗的な地代、家賃の値上がりをもたらすことのないよう遺憾なきを期すべきであるという趣旨の附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

永山自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての發言

○議長(山口喜久一郎君) 自治大臣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告について發言を求められております。これを許します。自治大臣永山忠則君。

〔國務大臣永山忠則君登壇〕
○國務大臣(永山忠則君) 地方財政法第三十条の二の規定に基づき、地方財政の状況を御報告申し上げます。

まず、昭和三十九年度の普通会計決算につきまして、その特徴を申し上げます。

第一に、歳入面では、経済の不況等を反映して地方税等一般財源が伸び悩み、これを補うため地方債が大幅に伸びております。

第二に、歳出面では、人件費が引き続き増高を続けた一方、普通建設事業費が著しく伸びました。

第三に、地方公営企業及び国民健康保険事業に對する繰り出し額が前年度に引き続き増大しております。

第四に、財政構造は前年度に引き続きさらに硬直化の傾向にあります。

第五に、財政収支は前年度よりもさらに悪化いたしました。

次に、地方公営企業について申し上げますと、前年度に引き続き事業数、規模ともに増大した反面、経営面においては赤字がさらに増加しております。

また、国民健康保険事業会計につきましても、その財政収支は前年度よりも悪化いたしました。次に、昭和四十年における地方財政の運営状況について申し上げますと、地方税及び地方交付税は、地方財政計画より大幅な減少が見込まれるに至りました一方、公共事業の完全実施、災害対策、地方公務員の給与改定等、歳出に新たな増加要因が加わりましたので、地方財政はきわめて

深刻な事態に立ち至りましたが、公共事業関係の地方債のワクを増額し、国税三税の減収に伴う地方交付税の減収に對しても所要の対策を講じましたので、昭和四十年における当面の問題は一応解決されることとなった次第であります。

また、国民健康保険事業の財政に對しまして、昭和四十年において所要の財政措置を講じましたので、これまた相当改善を見るものと考えられます。

以上のようによ、最近の地方財政は、財政構造が硬直化傾向を示しており、また、地方公営企業及び国民健康保険事業に對する繰り出し金の増加も普通会計の大きな圧迫要因となっております。

したがって、地方財政全般の健全化方策の一環として、まずこれら特別会計の財政健全化措置を促進するとともに、普通会計については、一般財源の増強、給与費等の合理化、超過負担の解消、経費の効率化等について抜本的な検討を急がなければならぬと存じます。

政府といたしましては、今後とも地方財政の健全化のためあらゆる努力をいたすとともに、各地方団体においても、財政の健全性を保持するよう十分指導してまいり所存であります。

以上、地方財政の状況についてその要旨を御報告いたしました次第であります。(拍手)

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての發言に對する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの發言に對して質疑の通告があります。これを許します。秋山徳雄君。

〔秋山徳雄君登壇〕
○秋山徳雄君 ただいま御説明を受けました地方財政白書について、私は、日本社会党を代表し、総理並びに關係大臣に對し若干の質問をいたしたいと思います。(拍手)

まず最初に、政府の御見解を特に伺っておきたい問題は、昨年、東京都議会の議長選挙をめぐる贈収賄事件で全国民の非難と不信を浴びている最中に、現職知事が、全く同様に、中元という名目で現金数百万円をばらまいたという事実があり、また、松山市での汚職に伴う議会のリコールから自主解散、熊本県議会、福岡県宇美町の入札事件など、中央に直結する政治とは、汚職や贈収賄に直結するということかと思われような気がしてなりません。(拍手)大きな都から小さな町に至るまで不祥事件が惹起しております。こうしたもろもろの事件の起こる原因を考へるとき、国政を指導する者が、まずその方々の姿勢を正すべきだと思ひます。

また、京都、奈良、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村の歴史的風土を保存する目的で、いわゆる古都保存法が公布されていますが、特に鎌倉市においては、この法律の施行を見越して、大資本の不動産土地造成業者が、われ先とばかりに、土地の買収、宅造に血眼になっているのであります。これを放置せば、日本民族古来の由緒ある多くの伝統が昔日の面影もなく破壊されていくのではないかと、憂慮にたえないのであります。これについての、総理、自治、建設の各大臣はどのように考え、指導監督を行なうべきか、見解を承りたいと存じます。

さて、三十九年度の地方財政の分析の結果については、ただいま自治大臣から御報告をいたいただき、経済の不況で税収が伸び悩み、そのために地方債が大幅にふえたこと、給与改定による人件費増や地方公営企業及び国民健康保険事業に對する一般財源からの繰り出し額の増加等で一そう赤字が累積し、財政構造の硬直化で財政収支の悪化したことを御指摘になっておられます。

そこで、まず財政構造の硬直性について見ますと、人件費の増高を指摘されていますが、三十九年四月現在で、国の職員数は四十六万七千人であるのに対して、地方職員は、一般八十万五千人、教育関係で八十九万五千人、警察職員は十六

万四千人、消防では四万六千人となつておるのであります。それでも、人件費、扶助、公債費など通常義務経費は、三十八年の四五・二%から三十九年には四五・三%と、わずかに〇・一%しか増加してありません。また、三十九年度の財政規模は、国の一般会計に匹敵する大ききであります。が、歳入に占める地方税の割合は三五・八%にしかありません。あとは国庫支出金、地方交付税、地方譲与税、地方債等が四九・五%で、国の財政支出や地方債にたよつてゐるのが実情であります。

一方、三十九年度の決算額は、道路、治水、学校建設などの投資的経費が三五・二%、人件費が三六・五%で、經常費は二八・三%にしかならないのであります。地方税の歳入の三五・八%を占めております。これでは国の事業を地方の人件費でまかなつてゐるといふ言ひ過ぎではないと存じます。(拍手)特に、国と地方の租税収入と財政支出の實質的配分状況では、租税総額に占める国税と地方税の割合は六九・三%対三〇・七%であり、租税の實質的配分状況は、収入の割合とはさかさまになつて、地方公共団体が六四・九%、国が三五・一%となつております。いまこそ、地方自治体が中央の出先機関化した実情を分析して、税財源や事務の再配分等を調査研究し、その上に立つての眞の地方財政を確立するような論議を進めるべきではないかと思ひますが、総理並びに自治大臣のお考えをお伺ひいたします。(拍手)

次に、都市過密化の問題に触れてみたいと思ひます。先般東京都の生活白書が発表されましたが、それによりますと、東京の人口は年間二十三、四万の増加を示し、都内の通勤、通学者は三十九年調査で約五百七十六万人、十年前に比べてちょうど二倍となつてゐる一方、国鉄はじめ公私營交通機関の輸送力はこの間六割しか増強されません。ラッシュ時は定員の三倍以上の混雑となつております。また、道路の渋滞もひどく、東京の自動車は全国の約一六%に当たる百六万台で、十年前の四・四倍であるにもかかわらず、道路面積

の伸び率は十年間にたつた二〇%にすぎません。主要交差点での信号二回から四回待ちには普通となつております。都内の住宅不足数は五十五万戸、四十年五月の世論調査では、実に都民の四四%が住宅に困つてゐると回答してゐます。しかも、その半分以上が家賃の高い民間アパートに月給の三分の一を充ててゐるのが実態であります。東京の異常な膨張は必然的に近隣都市の財政に大きな問題を投げかけております。政府は、この際、都市の過密化を抑制または分散するために、都市の再開発または官庁、学園、工場等の計画的移動を真剣に検討すべき段階に至つてゐると思ひますが、総理並びに建設大臣はこれについていかなる構想をお持ちなのか、お聞かせ願ひたいと存じます。(拍手)

次に、国民健康保険事業についてであります。地方財政白書によりますと、実施団体の六五%が赤字で、その額は二百五億圓にもなつております。こうした赤字の増大が地方財政を逼迫せしめる一つの要因として、決して見のがすわけにはまいらなかつたと思ひます。国庫負担の額は、保険料と国庫負担であります。国庫負担のうち、事務費については国が全額負担するたてまえになつておるにもかかわらず、実際の交付率はおむね五割程度にしかなつておらない実情であり、他は申すに及ばないのであります。

ちなみに、神奈川県が本年四月厚生省に提出した報告書によりますと、葉山町の例は、年間保険料が、現行一世帯七千四百七十圓、一人当たり二千五百三十三圓が、一世帯一万九千九百圓、一人三千四百二十八圓と、三五・三%も増加しなければならぬ実態であります。これほど多額の保険税を納めるので、医師のもとに行くときは一銭も要らないといふならともかく、医師にかかるときは自己負担がなければならぬといふのは、これでも国民健康保険かと、町民の声があがつてゐる実情であります。これでは名ばかりの国民健康保険であつて、実は市町村健康保険であるといわぬわけに

はまいりません。厚生並びに大蔵大臣の所見をお伺ひいたしたいと存じます。(拍手)

次に、昭和四十一年度の地方財政計画を見ても、地方財政対策の中心が、一、地方交付税率の二・五%引き上げによる五百八十六億圓、二つ目には、四十一年度限りの臨時特例交付金四百十四億圓、三つ目には、財源補てん特別事業債千二百億圓で、合計千二百億圓の財源措置がとられておりますが、一般財源の伸びがわずか七・六%になつておることを考えると、今年度地方財政は、まさに国以上の借金財政の性格と申さねばなりません。(拍手)

学校の施設、公営住宅の建設、国民年金、国庫補助負担事業等で、その補助単価などが実情に合わないために地方自治体の持ち出しになるいわゆる超過負担は、三十九年度でも自治省の調べで千四百三十三億圓にもなると推定されてゐる今日、二百五十億圓程度の単価の是正では、全く焼け石に水であります。地方財政のガンといわれる地方自治体の超過負担をどうして解消しようとお考えなのか。また、地方交付税率が三二%に改定されたといへ、国税三税の減収が予想されてゐる今日、むしろ減るのではないかとさえ考えます。

このように最近の地方財政には多くの問題があると同時に、制度そのものの矛盾も目立ってきておるのであります。四十一年度の地方財政対策は、こうした制度の持つ矛盾には手を触れないで、なしくずしの処理に終わつておる、問題を一そう複雑にしておられます。これもこの一、二年が限度であり、根本的な再検討を迫られることになると思ひます。

ここで、私は二つの問題を提起して、総理、自治、大蔵大臣の所見をお伺ひたいと存じます。その一つは、地方財政の現代的役割りを明確にすること、すなわち、現在の地方財政制度はシャウブ勧告によつて骨格がつくられていますが、その根本理念は、古典的とも言える地方自治である

り、現実の行政の全国的関連性、行政の質的变化等を考えれば、シャウブ地方財政では、国の財政政策と地方財政との関連が無視されておる、本格的なフィスカルポリシーに対応できる地方財政ではない。したがつて、国と地方とを一体とした財政政策が行なえるような機能的な地方財政制度を考へるべきであると思ひます。

その二は、交付税制度の再検討であります。交付税率の引き上げは限界に達してゐるので、交付税制度の持つ一般財源保障機能にも限界が生じておられます。そして、その算定方式は、きつめて安定的、かつ停滞的な社会を前提としてゐるものと考へられますし、現在のように、人口流動が大きく、特に都市地域での社会的変化が激しく、社会資本の必要性が著しく高まつてゐる流動的社会に十分に対応できないようになってゐると存じます。したがつて、地方財政の調整を合理的に行なえるような制度と財源の再配分を検討する必要があると思ひます。

次に、政府は赤字債券の代償として各公営企業に独立採算制を強く主張し、公営企業法の改正を求めておられますが、地方自治体の権限を縮小し、人員整理に結びつくようなこの法案には絶対に賛成できないことを申し述べまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

最近起こりました贈賄事件やそれに関連するような不祥事件が各地で次々起こりましたこと、まことに私、残念に思つておる次第でございます。私が申し上げるまでもなく、政治は清潔でなければ、国民の支持を得るということはまことに困難だと思ひます。これは中央も地方も同じでございます。こういう意味におきまして、綱紀の肅正を叫んで、また官紀をゆるめぬように、あらゆる努力を続けておるのであります。十分今後とも

自肅自戒、もって国民の信頼にこたえるつもりでございます。

第二の問題といたしまして、地方と中央との財源の再分配、これが適正でなければならぬ、こういう御指摘であります。そのとおりだと思っております。そういう意味で、地方制度調査会におきましても、行政事務の分配の問題を根幹とし、さらに、税制調査会等も、これに対応する財源はいかにあるべきかということで、せっかく調査、努力中でございます。いずれ答申を得ました上に、地方財政の健全化、同時にまた、中央の行政、さらに国民負担という点からも十分対応策を立ててまいります。

また、交付税の性格の問題あるいは交付税配分の問題について十分再検討しろというおことはた対しては、いわゆる人口の増減の状態、あるいは地方が特に繁栄いたしておる状態、あるいは過密都市の状態、これらを総合いたしまして、将来根本的な検討をいたす考えでございます。公営企業の問題は、首切りにつながるものではないのでございまして、健全なる経営をいたしまして、安定経営をいたしまして首切りにならないようにいたしたいという目的でやりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇〕

○国務大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

次に、過密都市対策についてのお尋ねがございました。近代社会で一番困っておりますのはこの過密都市だ、かように思います。そういう意味で、集中を排除するといえますか、できるだけ集中させないような施策をとると同時に、既成の都市における、東京あるいは大阪、名古屋等の過密対策、いわゆる都市の再開発、こういう問題と真剣に取り組まなければならぬと思っております。秋山君の御指摘になりましたような点が、私も今日基本的な根幹として過密対策と取り組んでおるその方向でもあることを御了承いただきたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣(永山忠則君) 地方財政の健全化をはかっていく上におきましては、その理事者並びに議会人等の指導者がえりを正していかなければならぬということ、お説のとおりでございます。今後、これらの点に対しましては、決意を新たにいたしまして、十分指導をいたしまして、さようなことのないように全力をあげたいと思っております。

また、地方財政の確立をはかる上におきまして、財源及び事務の再配分をやらねばならぬ、さらにはまた、中央集権的性格を脱却すべきであるという点に対しましては、お説を尊重いたしております。必ずそういう方向に全力をあげまして、地方

制度調査会の答申を待ちまして努力をいたす考えでございます。

第二は、超過負担の問題であります。これは御指摘のように相当大きな問題だと思っております。千億圓あるいは千三百億圓ともいわれる。この原因を探索してみますと、これは中央政府の責任に帰すべきものも多いのです。しかし同時に、地方自治団体が補助基準などを越えまして施設をする、そういう要因もある。これは中央、地方相協力して解消につとめなければならぬ、かように考えておるわけでありまして、さような見地から、昭和四十一年度の予算におきましては、知事会の要請にかかわる八項目についてその解消をいたしたわけでありまして、三百三十億程度のものになります。保健所の医師の件費、この解消でありますとか、人件費の解消は大体においてまなす遂げた、かように考えております。また、学校の建築なんかの単価であります、これも相当解消を実現したわけでありまして、まだ相当残っております。これにつきましては、今後もなお努力をいたしていきたい、かように考えておる次第であります。

〔国務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○国務大臣(瀬戸山三男君) 第一は、古都保存法が実施されてから、特に鎌倉等においては資本家等が大切なところをスプロールする傾向がある、こういう御心配でありまして、私もそれを心配いたしております。そこで、法律が国会で成立いたしました直後、すみやかに四月十五日にこの法律を施行いたしました。これは、御承知のとおり、審議会等の審議を要しますので、四月二十二日に第一回の審議会を開きまして、今月の三十日に第二回の審議会を開いて指定地区をきめたいと思っております。と同時に、指定いたしました地域の行為の制限基準等をすみやかにきめたいと思っております。それにいたしまして、御承知のような弊害が出るおそれがありますし、京都等においてそういう問題があったわけでありまして、現行制度における風致地区の法律等の規定によりまして、そういうことのないようにいたしておるわけでありまして、鎌倉の状態など私ども心配いたしておりますから、できるだけさういふ事態の起こらないように措置をとりたい、かように申し上げておきます。

昭和三十一年度の国保の財政は、医療費の増高等に伴いまして相当悪化をいたしましたのであります。政府といたしましては、昨年八月に臨時財政調整補助金といたしまして四十億圓を予備費から支出いたしました。また、昨年暮れの臨時国会では補正予算として二百一十億圓を補正増額いたしました結果、昭和四十一年度の決算におきましては、国保財政は相当の改善を見ておるところでございます。また、今回の国会に対しまして、国民健康保険法の改正法案を提出し、御審議をいただきたい願っております。御承知のとおり、これによつて、家族七割給付を実施いたします市町村に対しましては国庫負担四割の定率化を実現し、また、事務費につきましても、一人当たり二百圓を二百五十圓に改正しようとするものであります。これによりまして、国保の財政は今後相当の安定の方向を見るものと考えておる次第であります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 私に対する質問の第一点は、国民健康保険の問題であります。これにつきましては、ただいま厚生大臣がお答えになったと同じ見解を私は持っております。

次に、交付税制度につきまして、これが限界にきたのじゃないかという御指摘であります。これは、私はそれは考えておりません。これは、地方自治を、つまり地方の独立性を尊重しながら、財

源の適正な配分、調整をしていくというためには、適切な制度である、かように考えておるのであります。ただ、その財政需要を見るその方法、あるいは配分の基準、そういうものにつきましても、時勢の変化に應じて、これを流動的にやつていかなければならぬ、かように考えておりますので、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かように考える次第でございます。(拍手)

また、交付税の性格の問題あるいは交付税配分の問題について十分再検討しろというおことはた対しては、いわゆる人口の増減の状態、あるいは地方が特に繁栄いたしておる状態、あるいは過密都市の状態、これらを総合いたしまして、将来根本的な検討をいたす考えでございます。公営企業の問題は、首切りにつながるものではないのでございまして、健全なる経営をいたしまして、安定経営をいたしまして首切りにならないようにいたしたいという目的でやりたいと考えておる次第でございます。(拍手)

常におくられておったところでありまして。申し上げますと、たとえば道路、あるいは港湾、あるいは空港、いわゆる交通、輸送、通信の施設というものが非常に偏っておった、これに基本的な条件があると思います。これを改めることが第一であります。けれども、これは相当長期を要することでありまして。過渡の状態というものは、御承知のとおり、これは世界的な傾向であります。御承知のとおり、これはわが国であります。これはまた経済の急速な伸展等の特殊な事態があつたことについては、その解消あるいは解決のために、首都圏整備法あるいは近畿圏整備法というよりなものであつて今日事態に備えておりますが、まだまだ十分でございませぬ。こういう法律、制度等を活用し、さらに、もう少し抜本的には、いわゆる東京都内等の非常に土地利用の適切でない状態を改善するために、新たに積極的な構想を立てるべき段階にきておる。詳細なことは申し上げませんが、同じような心配をいたして対策を進めるといふことを申し上げておきます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後二時四十八分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
厚生大臣 鈴木 善幸君
建設大臣 瀬戸山三男君
自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

- 内閣法制局第三部長 荒井 勇君
自治省財政局長 柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)
一、去る十日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

- 文部省体育局長 西田 剛
文部省文化局長 蒲生 芳郎
農林大臣官房経理課長 稻垣 元宣

(政府委員任命)

一、去る十日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、十日議長において承認した西田剛外二名を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
第三次国際不協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地震保険に関する法律
地震再保険特別会計法

(理事補充欠選任)
一、去る十日、商工委員会において、次の通り理事を補充欠選任した。

理事 加賀田 進君(理事田中武夫君去る十日理事辞任につきその補充)
日理事辞任につきその補充)
一、去る十日、議院運営委員長において、次の通り理事の補充を指名した。

- 理事 鈴木 一君(理事鈴木一君去る四月二十八日委員辞任につきその補充)
(常任委員辞任)
一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞

任を許可した。

法務委員

- 早川 崇君 森下 元晴君
西村 榮一君 鍛冶 良作君
高橋 禎一君 稻富 稜人君
大蔵委員 川野 芳満君 竹本 孫一君
文教委員 篠田 弘作君 濱地 文平君
社会労働委員 前田榮之助君 角屋堅次郎君
運輸委員 砂田 重民君 高橋 禎一君
前田 崇君 早川 崇君

建設委員

- 前田榮之助君 角屋堅次郎君
砂田 重民君 高橋 禎一君
早川 崇君 西村 榮一君

内閣委員

- 西村 榮一君
西ヶ久保重光君 和田 博雄君
濱野 清吾君 増田甲子七君
大蔵委員 藤枝 泉介君
文教委員 和田 博雄君 西ヶ久保重光君
浦野 幸男君

外務委員

一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 西村 榮一君
西ヶ久保重光君 和田 博雄君
濱野 清吾君 増田甲子七君
大蔵委員 藤枝 泉介君
文教委員 和田 博雄君 西ヶ久保重光君
浦野 幸男君

(常任委員補充欠選任)

一、去る十日、議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

- 法務委員 高橋 禎一君 鍛冶 良作君
高橋 禎一君 森下 元晴君
早川 崇君 西村 榮一君
大蔵委員 砂田 重民君 永末 英一君
文教委員 篠田 弘作君

社会労働委員

- 濱地 文平君 前田榮之助君
角屋堅次郎君
運輸委員 川野 芳満君 早川 崇君
高橋 禎一君

建設委員

- 角屋堅次郎君 前田榮之助君
西村 榮一君 稻富 稜人君

外務委員

- 和田 博雄君 西ヶ久保重光君
増田甲子七君 濱野 清吾君
大蔵委員 地崎宇三郎君
文教委員 和田 博雄君
西ヶ久保重光君 砂田 重民君

(議案提出)

一、昨十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。
内航海運業法の一部を改正する法律案
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)
大蔵委員会 付託

土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)
土地収用法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出第一五一号)
以上二件 建設委員会 付託
物価安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、衆法第四四号)

昭和四十一年五月十二日 衆議院會議録第四十九号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

物価問題等に関する特別委員会 付託
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三号) 通信委員会 付託

(議案送付)
一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
物価安定緊急措置法案(堀呂雄君外二十四名提出)

(回付議案受領)
一、昨十一日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
厚生省設置法の一部を改正する法律案(条約通知書受領)

一、昨十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。
第三次国際不協定の締結について承認を求めの件
(議案通知書受領)

一、昨十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地震保険に関する法律案
地震再保険特別会計法案

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的

本案は、最近、借地借家に関する紛争が相当多数に上つているのにかんがみ、借地借家に関する紛争を未然に防止して当事者間の安定を図るとともに、土地および建物の合理的利用を促進する等のために、借地法、借家法、建物保護法および民法の一部について所要の改正を加えようとするもので、その主なる内容は次のとおりである。
1 借地権の目的たる土地の合理的利用を促進

するために、裁判所は、当事者の申立により、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更しまたは増改築の制限を緩和することに關する裁判を行なうとともに、当事者間の利益の衡平を図るために他の借地条件を変更しまたは財産上の給付を命ずる裁判を併せてすることが出来るものとする。なお、この裁判は非訟事件の手続によるものとする。

2 借地上の建物の取引を円滑にするために、土地の賃借人がその建物を他人に譲渡しようとする場合において、賃借人が敷地の賃借権の譲渡または転賃を承諾しないときは、裁判所は、賃借人の承諾に代わる許可を与えることが出来るとともに、地代の増額、金銭の支払などの条件を附することが出来るようにすること。
3 地代または家賃の増減請求から生ずる紛争を防止するため、その請求があつた場合の法律関係を明確にすること。

4 借家人が相続人なしに死亡した場合、内縁の夫婦または事実上の養親子関係にあつた同居人の居住権保護のため、建物の賃貸借関係の承継を認めること。
5 建物保護法第一条第二項の規定は、その後施行された借地法との関係で解釈上疑義があるため、この規定を削除すること。
6 土地を立体的に利用するために、地下または空間の部分にその範囲を限定して、地上権の設定を認めること。

7 以上の改正に伴い、関係法律について所要の改廃を行なうこととする。

二 議案の可決理由
本案の主たる改正の趣旨は、
1 裁判所が、当事者の申立により、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更しまたは増改築の制限を緩和し、

併せて当事者間の利益の衡平を図る裁判をすることによつて、土地の合理的利用を促進しようとするものであり、
2 建物所有を目的とする土地の賃借権の譲渡または転賃について、裁判所が、賃借人の承諾に代わる許可を与える裁判をすることが出来るのみを開き、もつて借地上の建物の取引の円滑化を図らうとするものであり、
3 地代または家賃の増減請求から生ずる紛争を未然に防止するため、その請求があつた場合の法律関係を明確にしうとするものであり、
4 借家人が相続人なしに死亡した場合、内縁の夫婦または事実上の養親子関係にあつた同居人に建物の賃貸借関係の承継を認めることによつて、それらの者の居住権を保護しようとするものであり、
5 地下または空間の部分にその範囲を限定して地上権の設定を認めることにより、土地の立体的な利用を図らうとするものである。

以上、本案はきわめて妥当な措置のものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対して、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

昭和三十九年五月十日
法務委員長 大久保武雄
衆議院議長 山口喜久一郎殿

(別紙)
借地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
借地借家関係の規制に関する法律は、国民の日常生活に及ぼす影響が甚大であるから、政府並びに最高裁判所は、その運用に当たつては、今回の改正の趣旨にかんがみ、借地借家に関する紛争の未然の防止、

関係当事者の正当な利益の保全、鑑定委員の選任等について慎重な考慮を払い、いやしくも便乗的な地代・家賃の値上がりをもたらすことのないよう遺憾なきを期すべきである。
右決議する。

衆議院會議録第四十八号中正誤
二五ページニ段 正誤中 二〇行目 二七行は
二四行の誤り。

定価 一部 二十五円
(ただし長貨紙は三十円)
電話 東京 五八一四四二(大)
印刷局
大蔵省印刷局
東京 港区赤坂英町二番地
電話 東京 五八一四四二(大)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可